

	点検項目	令和4年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	教員会議等でお知らせした。	学内教職員への研修 (ONLINE) を実施し、加えて対面式のFDでも実施予定である。	ONLINE研修は12月に実施済み、FDは3月に実施済み。
2	定期的 (2ヶ月に1度) に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的に実施した。	6回/7月・9月・10月 (2回) ・11月・1月 (これらに加えて随時必要に応じて実施する)	定期的且つ適宜実施出来た。
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	実施した。	ONLINEでの研修 (動画視聴) を実施した。いじめ及びハラスメントに関する弁護士による全教職員対象のFD研修を行った。	「1」の通り。
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	教員会議で周知を行った。	今後も教職員全体でのFDを進めることにしている。	教員会議で随時、及び3月のFDでも周知徹底した。
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画 (学校いじめ防止プログラム) を策定して全教職員に周知した。	年間計画を策定し、委員会等で周知した。	上記「いじめハラスメント防止委員会」での決定を学内周知している。	R5年度7月のいじめハラスメント委員会で決定、周知した。
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教員会議やメールなどで随時に周知した。	学内への協力依頼メールおよび教員会議での報告により周知の徹底を図った。また「いじめ対策委員会関係者」への連絡を窓口の多様化に対応することとしている。	今年度4月以降対応している。
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	FDや教員会議で周知を行っている。	学内の研修により周知し、いじめ・ハラスメント防止委員会及び運営委員会において役割を確認している。	教員会議 (1月) 及びFD研修 (3月) において周知と徹底を促した。
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	個別案件については、学生主事、総合学生支援センター長、学生相談室長などが中心となり共有できている。また学校全体の状況については教員会議等で共有している。	いじめ対策委員会他様々な機会を捉えて関係教職員と共有することとしている。	担任、顧問、相談室員、SCなど全学的な連携強化をしている。
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	令和5年度分へ反映している。	令和5年度当初の「いじめ対策委員会」において検証し、「ハラスメント防止委員会」での計画報告時に反映した。	R5年度7月のいじめハラスメント防止委員会で決定した計画に反映している。
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に (年4回以上) 実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年4回実施し、結果を共有している。	年間4回の実施と結果の共有をいじめ対策委員会で行い、対応検討も進めている。	年4回 (5月、10月、12月、3月) に実施し、対応した。
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	相談室で共有している。	相談室からいじめ対策委員会で情報共有を行い、関係教員及びSCを含めた対応検討を行っている。	年4回 (5月、10月、12月、3月) に実施し、対応した。
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いくつかの講習会等を通して実施している。	1,2年生に対し、専門人材による講習、講演を実施した。自身から、相手からのいじめにつながる行為を認識し、必要な時に相談や助けを求めるよう喚起した。	SCによる1年生向け研修を1月に実施した。
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	各種講演を通して、学生の意識喚起を行っている。	SCによる講演会などで各種講演で人権意識を高め、またアンケートの設問にいじめに該当する行為などへの意識を深めた。	SCによる1年生向け研修を1月に実施した。
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする (学生主体による防止プログラムの実施を含む) 取り組みを推進している。	アンケートの実施の際に、働きかけを行い、相談することを発信している。	アンケートでは「身近にあるいじめなど」への意識喚起はしており、今後は各課外活動組織のリーダー研修時に協議をする予定である。	1月のリーダー研修に意識喚起をしたが、具体的な取り組みには至っていない。
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページに掲載している。	計画や活動については、HP上で発信しているが、随時の発信までは至っていない。	R5年度4月に更新している。
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	R4年度発生した案件では、双方学生及びそれら保護者と面談し、解決に向けた方針を伝えている。	R4年、R5年には発生した案件では、双方学生及びそれら保護者と面談し、解決に向けた方針を伝えている。	内容を説明伝達した上で、対応を徹底している。
17	外部の有識者等で構成される会議 (運営協議会や外部評価委員会等) で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	R5年3月の運営協議会で報告する予定、となっていたが担当者欠席により、報告・説明ができなかった。	いじめの基本計画などに関する報告と協力連携依頼はR5年度に行うことにしている。	R6年3月の運営協議会で予定。
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	2週に一度、スクールサポーター (警察署派遣) と協議を行い、いじめに関するアドバイスや情報共有を行っている。	警察及び児童相談所などの連携を定期的 (1か月に1度) 及び随時に行っている。	随時の実施を継続している。